

総社市水道事業公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月27日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市水道事業公印規程の一部を改正する規程

総社市水道事業公印規程（平成17年水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、総社市<u>環境水道部</u>上水道課における公印（以下「公印」という。）の保管及び使用その他公印に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、総社市<u>水道部</u>上水道課における公印（以下「公印」という。）の保管及び使用その他公印に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。